

◎新潟県告示第1138号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）アセトアミド（通称名：O c f e n t a n i l、A—3 2 1 7）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年11月1日